

葛巻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

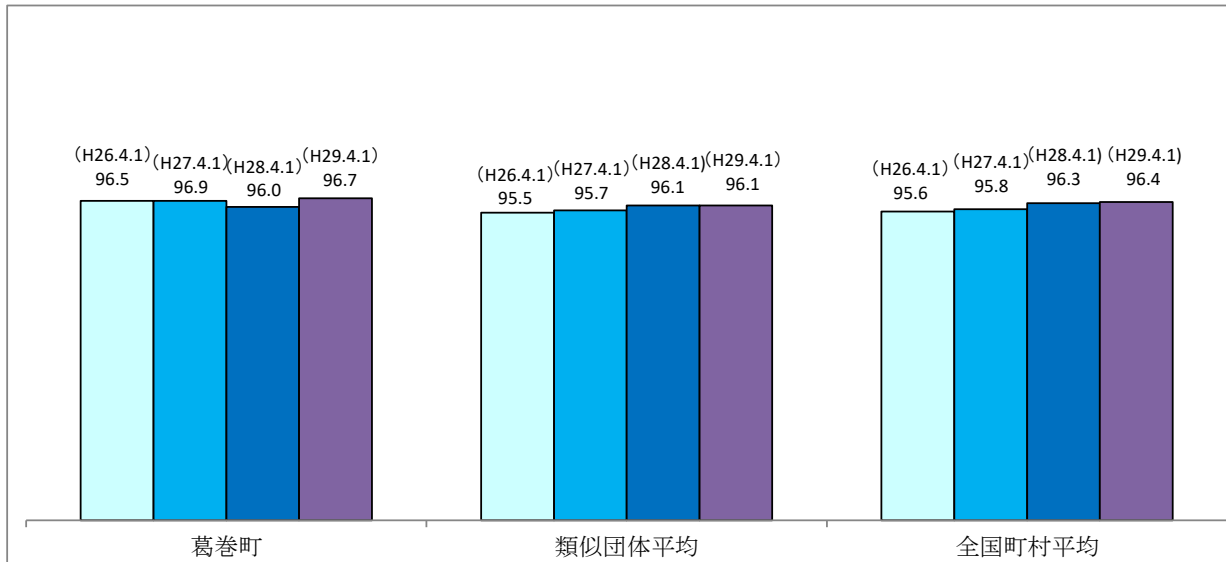
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 6,339	千円 7,130,959	千円 411,948	千円 777,117	% 10.9	% 11.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人あたり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 86	千円 319,802	千円 56,297	千円 108,352	千円 484,451	千円 5,633	千円 5,647

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員数を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年度は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続して上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
29年度	円 411,350	円 410,719	円 631	% 0.15%	% 0.15%

(参考)
国の改定率
0.15%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公務員の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
29年度	円 4.42	円 4.3	円 0.12	月 0.1	月 4.4

(参考)
国の年間支給月数
4.4

(注)「民間給与支給割合」は民間事業所において支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直しに取り組みとされている。

① 給与表の見直し

[実施 ・ 未実施]

(給料表の改正時期) 平成27年4月1日

(改正内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間の経過措置(減給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡をふまえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(実施内容) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給率1%引上げ。

(実施時期) 平成27年4月1日

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直し実施。(平成28年4月1日)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
葛 巻 町	40.0 歳	301,100 円	354,088 円	325,170 円
岩 手 県	43.7 歳	326,749 円	395,142 円	356,204 円
国	43.6 歳	330,531 円	410,719 円	- 円
類 似 団 体	41.7 歳	304,727 円	350,777 円	334,549 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
葛 巻 町	54.8 歳	6 人	292,496 円	313,260 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
うち調理員	52.8 歳	4 人	305,794 円	317,076 円	— 円	調理士	42.3 歳	206,600 円	1.5
うち自動車運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	自動車運転手	54.5 歳	218,900 円	—
うち用務員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	—
岩 手 県	51.4 歳	276 人	322,297 円	353,800 円	339,687 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	328,360 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	51.4 歳	3 人	302,146 円	325,229 円	316,613 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
葛 巻 町	2,039,243	—	—
うち調理員	2,330,794	2,802,300	0.83
うち自動車運転手	*	2,988,900	—
うち用務員	*	2,818,600	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25年～27年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
葛 巻 町	医療(一)(医師)	59.8 歳	496,675 円	1,440,537 円
	医療(二)(医療技術職)	47.0 歳	316,141 円	353,389 円
	医療(三)(看護師等)	47.4 歳	325,952 円	331,895 円
岩 手 県	医療(一)(医師)	44.8 歳	458,485 円	939,703 円
	医療(二)(医療技術職)	— 歳	— 円	— 円
	医療(三)(看護師等)	40.7 歳	312,308 円	389,374 円
国	医療(一)(医師)	51.3 歳	501,432 円	849,874 円
	医療(二)(医療技術職)	45.9 歳	309,342 円	354,542 円
	医療(三)(看護師等)	46.9 歳	314,870 円	349,161 円
類 似 団 体	医療(一)(医師)	51.5 歳	877,356 円	1,545,467 円
	医療(二)(医療技術職)	— 歳	— 円	— 円
	医療(三)(看護師等)	43.3 歳	309,033 円	353,303 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		葛 卷 町	岩 手 県	国
一般行政職	大 学 卒	168,600 円	179,800 円	178,200 円
	高 校 卒	147,100 円	147,400 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	144,800 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	136,700 円	－ 円
医療職(二) (医療技術職)	大 学 卒	181,700 円	－ 円	－ 円
	短 大 卒	174,200 円	－ 円	－ 円
医療職(三) (看護師等)	大 学 卒	206,400 円	－ 円	－ 円
	短 大 3 卒	197,100 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年	経験年数25～30年
一般行政職	大 学 卒	278,100 円	314,800 円	335,200 円	377,100 円
	高 校 卒	－ 円	304,500 円	336,700 円	363,400 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	294,600 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

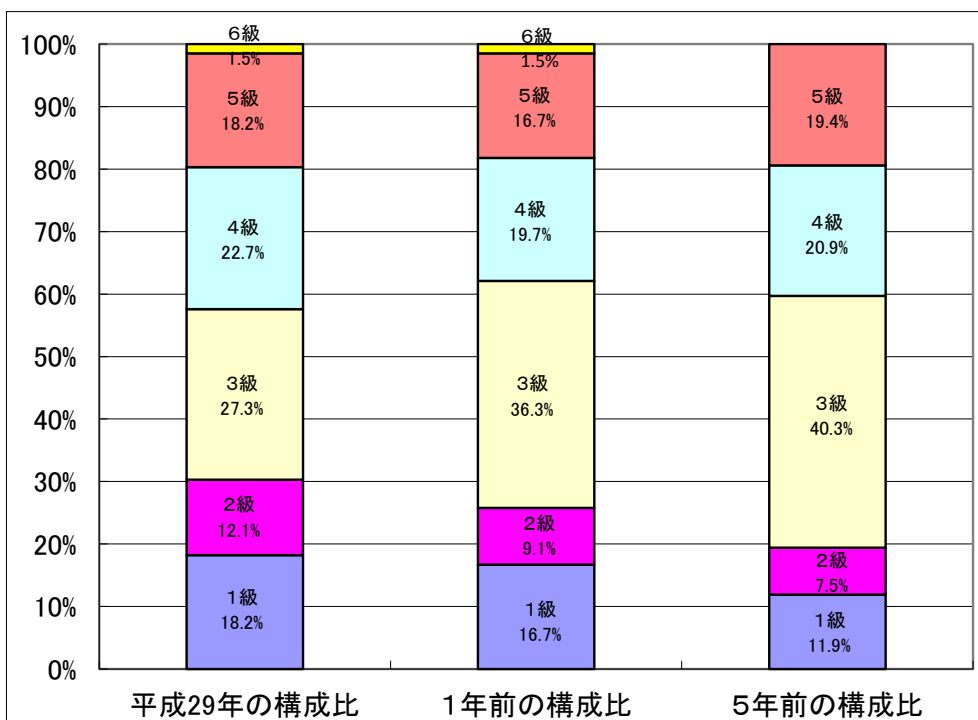
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、技師補、主事、技師	12	18.2	141,600	246,600
2 級	主任主事	8	12.1	191,700	303,400
3 級	主任、主任技師、主査、係長	18	27.3	227,900	349,200
4 級	主任主査、副主幹、室長	15	22.7	261,100	380,200
5 級	主幹、課長	12	18.2	287,100	392,200
6 級	参事	1	1.5	317,700	409,400

(注)1 葛巻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注)平成27年度から5級制から6級制に変更している。

(2) 昇給への人事評価の活用状況(葛巻町)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ、人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ、人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度以降			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛巻町	岩手県	国
一人当たり平均支給額(28年度) 1,427 千円	一人当たり平均支給額(28年度) 1,784 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (-)月分 (-)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の給による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(葛巻町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ、人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ、人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度以降			

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

葛巻町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別昇給(2%~20%加算)			定年前早期退職特別昇給(2%~45%加算)		
退職時特別昇給(勸奨退職8~12号給昇給)					

(3) 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		4,310 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		1,077 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	4 人	15 %

※該当者が1名のため、個人が特定される恐れがあるため公表を控える

(4) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)		33,999 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)		693 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		36.03 %	
手当の種類(手当数)		16	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	伝染病防疫作業に従事したとき	0 千円	作業1日につき400円の範囲内
用地買収交渉手当	用地買収のための交渉業務に従事したとき	0 千円	勤務1日につき200円の範囲内
危険手当	精神保険法第29条第1項による入院措置を要するような精神障害者の護送若しくは訪問して行う相談及び指導の業務に従事したとき。狂犬病予防法の規定による犬の引取若しくは捕獲作業に従事したとき	0 千円	勤務1日につき200円の範囲内
有害手当	人体に有害なガスの発生を伴う作業又は特に危険性を有する薬品を取り扱う作業に従事したとき	0 千円	作業1日につき200円の範囲内
児童保育業務手当	保育所に勤務し保育業務に従事する保育士	517 千円	給料月額の2/100
医学研究手当	病院に勤務する医師及び歯科医師	25,200 千円	勤務1月につき 名誉院長、院長及び理事 70万円 副院長 50万円 科長 40万円 医師 25万円
手術手当	葛巻町国民健康保険直営診療施設利用料条例第2条第1項第1号本文の規定に基づき定められる手術料、麻酔料又はギブス料の算定の基礎となった所定点数が内科、小児科については20点、外科、婦人科及び歯科については30点以上の医療行為に関与した職員	92 千円	医師 手術料の15/100 看護師等 手術料の3/100
死体処理手当	死体の処置作業に従事した職員	311 千円	医師 透視診断利用料の20/100 看護師等 透視診断利用料の10/100
麻薬管理者手当	病院に勤務する麻薬管理者	0 千円	勤務1月につき3,000円
病理細菌取扱手当	病院に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師	706 千円	給料月額の8/100
放射線取扱手当	透視診断に従事した医師及び医師を介助した看護師、准看護師等及び診療放射線技師	308 千円	給料月額の8/100
薬学研究手当	病院に勤務する薬剤師	706 千円	給料月額の8/100
リハビリテーション手当	病院に勤務する理学療法士及び作業療法士	144 千円	勤務1月につき6,000円
助産師等手当	病院に勤務し、助産業務又は看護業務に従事する助産師、看護師及び准看護師	1,032 千円	勤務1月につき 助産師 6,000円 看護師等 3,000円の範囲内

老人養護業務手当	養護老人ホームに勤務し、養護業務に従事した生活指導員、看護師、寮母	0 千円	勤務1月につき 給料月額2/100
夜間看護等手当	助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	4,979 千円	勤務時間が深夜全部を含む勤務である場合 6,800円 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 4時間以上 3,300円 2時間以上4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円 正規の勤務時間外の時間において特別な事情の下で救急医療等の業務に従事した

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	38,649 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	357 千円
支給実績(27年度決算)	35,504 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	300 千円

(6) その他の手当(29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶 養 手 当	配偶者、父母等 月額6,500円 子 月額10,000円	同	—	13,296 千円	195,534 円
住 居 手 当	家賃12,000円以上 月額限度額27,000円	同	—	4,660 千円	221,924 円
通 勤 手 当	片道2km以上 交通機関(限度額28,800円) 交通用具(限度額16,200円)	異	交通用具の距離区分及び支給額	6,461 千円	82,844 円
管 理 職 手 当	管理職 給料月額8/100 名誉院長・院長・理事 16/100	異	国:俸給の特別調整額として支給	7,141 千円	446,355 円
寒 冷 地 手 当	11月～3月支給 扶養有世帯主 17,800円 扶養無世帯主 10,200円 その他 7,360円	同	—	7,842 千円	56,467 円
休 日 勤 務 手 当	休日に正規の勤務した場合 時間給の125/100-150/100	同	国:時間給の算定に初任給調整手当等含まない。	1,816 千円	27,527 円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として夜間に勤務した場合 時間給の25/100	同	—	2,457 千円	117,030 円
宿 日 直 手 当	宿日直1回につき 医師 22,500円 医師以外の病院職員 7,200円 その他の職員 4,200円	異	国: 医師 20,000円 医師外 4,200円	5,449 千円	419,157 円
初 任 給 調 整 手 当	医師として新たに採用された職員 月額 413,300円以下を一定期間支給	同	—	12,081 千円	4,027,200 円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	週休日又は休日に勤務した場合 名誉院長・院長・理事 10,000円 管理職員 4,000円 災害等で通常時間外に勤務した場合 名誉院長・院長・理事 6,000円 管理職員 3,000円	異	国:1日につき 4,000～18,000円	— 千円	— 円
単 身 赴 任 手 当	異動等に伴いやむを得ず配偶者と別居することになった職員 月額30,000円(通勤距離により加算有)	同	国:23,000円+加算額	* 千円	* 円
災 害 派 遣 手 当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて町の区域に滞在することを要するものに対して支給するもの。 1日につき 3,970円～6,620円	異	国:1日につき 4,000～18,000円	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	690,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 378,500 円
	副 町 長	561,000 円	678,000 円 / 471,000 円
報 酬	議 長	279,000 円	364,000 円 / 222,000 円
	副 議 長	227,000 円	285,000 円 / 178,000 円
	議 員	211,000 円	263,000 円 / 148,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副 町 長	(28年度支給割合) 3.25 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(28年度支給割合) 3.25 月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×42.5/100×在職月数	(1期の手当額) (支給時期) 14,076千円 任期ごと
	副 町 長	給料月額×24.5/100×在職月数	6,597千円 任期ごと
	備 考		

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

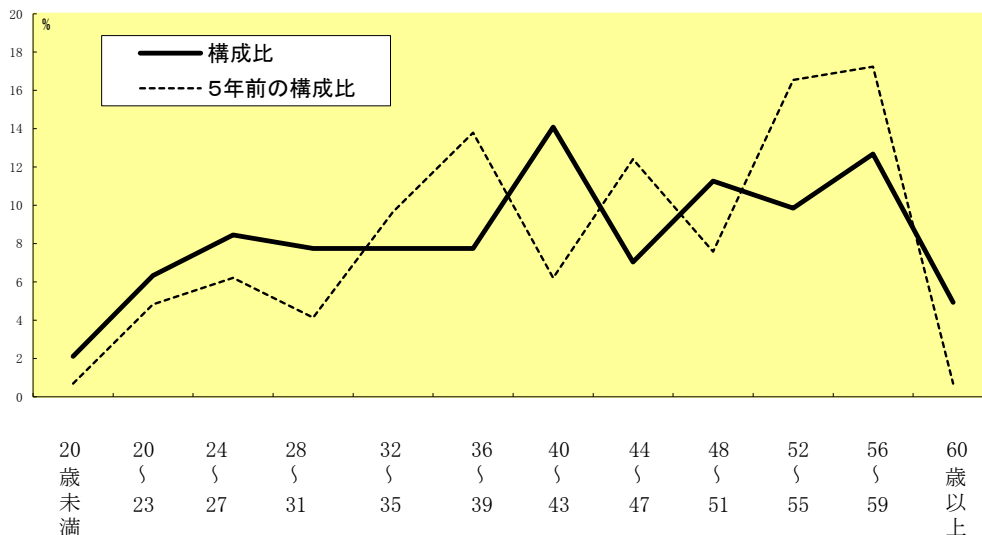
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	26	28	2	
		税 務	4	6	2	
		民 生	22	23	1	
		衛 生	7	7	0	
		農 林 水 産	9	9	0	
		商 工 土 木	1	1	0	
	計	77	82	5	(参考) 人口1万人当たりの職員数 128.10人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数128.54人)	
	教育部門	9	8	△1		
	小 計	86	90	4	(参考) 人口1万人当たりの職員数 140.60人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数153.94人)	
公 営 企 業 会 計 等 部 門		病 院	44	46	2	
		水 道	2	2	0	
		下 水 道	0	0	0	
		そ の 他	4	4	0	
	小 計	50	52	2		
合 計		136 [157]	142 [157]	6 [0]	(参考) 人口1万人当たりの職員数 221.84人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	12人	11人	11人	11人	20人	10人	16人	14人	18人	7人	142人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成24年4月1日～平成29年4月1日における定員管理の数値目標

平成24年4月1日 職員数	平成29年4月1日 職員数	純減数	純減率
145人	142人	3人	2.1%

② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門		24年	25年	26年	27年	28年	29年	24～29年計
		職員数	80	80	80	77	77	82
一般行政	増減				△3		5	2
特別行政 (教育部門)	職員数	14	10	10	7	9	8	—
	増減		△4		△3	2	△1	△6
公営企業 等会計	職員数	51	51	51	50	50	52	—
	増減				△1		2	1
計	職員数	145	141	141	134	136	142	—
	増減		△4		△7	2	6	△3

(注) 増減は、各年の欄にあっては対前年度比の職員増減数を、計の欄にあっては計平成23年度以降現年までの職員増減数の累計を示す。